

佐賀県告示第421号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成30年10月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

その(1)

1 名称

諸富特定猟具使用禁止区域

2 区域

佐賀市諸富町加与丁の市道加与丁・尾ノ島橋線と県道佐賀外環状線との交点を起点とし、同県道を南へ進み市道上大津中央線との交点に至り、同市道を東へ進み市道上大津北部1号線と市道千歳大堂村線との交点に至り、同市道を南へ進み市道東部ライスセンター橋津線との交点に至り、同市道を東へ進み市道橋津第5号線との交点に至り、同市道を北へ進み市道橋津第2号線との交点に至り、同市道を北へ進み県道諸富西島線との交点に至り、同県道を南へ進み国道444号との交点に至り、同国道を南へ進み市道諸富・石塚線との交点に至り、同市道を北西へ進み国道208号との交点に至り、同国道を北西へ進み同市北川副町大字光法と同市諸富町大字山領の境界との交点に至り、同境界を東へ進み市道加与丁・尾ノ島橋線との交点に至り、同市道を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

その(2)

1 名称

小城特定猟具使用禁止区域

2 区域

小城市小城町の県道小城富士線と県道佐賀外環状線との交点を起点とし、同県道を南西へ進み国道203号との交点に至り、同国道を南東へ進み同市三日月町の市道土生・戌線との交点に至り、同市道を西へ進み農道との交点に至り、同農道を西へ進み同市小城町畑田と同市三日月町久米の境界との交点に至り、同境界を北へ進み市道西川栗原西小路線との交点に至り、同市道を西へ進み市道久蘇鷺ノ原線との交点に至り、同市道を北へ進み県道小城富士線との交点に至り、同県道を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

その(3)

1 名称

牛津特定猟具使用禁止区域

2 区域

小城市牛津町柿樋瀬の国道34号と県道川上牛津線との交点を起点とし、同県道を南へ進み市道若竹線との交点に至り、同市道を東へ進み西水東水幹線との交点に至り、同幹線を南へ進み国道207号との交点に至り、同国道を西へ進み同市小城市牛津町と同市芦刈町芦溝の境界との交点に至り、同境界に沿って牛津川との交点に至り、同河川を北へ進み同市牛津町上砥川砥川町と同市牛津町上砥川新屋敷の境界との交点に至り、同境界を西へ進み同市牛津町上砥川砥川町と同市牛津町上砥川泉の境界に至り、同境界を北へ進み同市牛津町上砥川砥川町と同市牛津町上砥川両新村の境界に至り、同境界を東へ進み、同境界と同河川との交点に至り、同河川を南へ進み国道34号線との交点に至り、同国道を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

その(4)

1 名称

川副特定猟具使用禁止区域

2 区域

佐賀市川副町大字犬井道の県道佐賀川副線と同市川副町の第2線堤防から北へ2つ目の水路との交点を起点とし、同水路を東へ進み同堤防との交点に至り、同堤防を北へ進み筑後川の支流早津江川の第1線堤防との交点に至り、同堤防の外周を南へ進み有明海及び八田江河口を経て第2線堤防との交点に至り、同所と接続した水路を北へ進み同堤防と同水路との交点から北へ2つ目の東西の水路との交点に至り、同水路を東に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃器